資料３

第１章　　総則

（目的）
第１条　この条例は、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的な事項並びに制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

【解説・考え方】

地方分権一括法が平成１２年４月に施行され、国と地方はそれまでの「上下主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと変化しました。地方分権一括法施行後は、自治体は自らの考え、判断により町政を行わなければならなくなりました。つまり、「自己決定・自己責任」が求められているのです。

このことを踏まえ、本条例は、美幌町の自治の基本となる理念や原則を定め、町民、議会及び行政がどのような役割や責務を担っているかを明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治を進めていく上での基本となる事項や制度を定めるものです。

また、町民は美幌町の自治の主体であり、その一部を議会や町長に信託しましたが、美幌町の自治の主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。

＜美幌町の自治の概念図＞

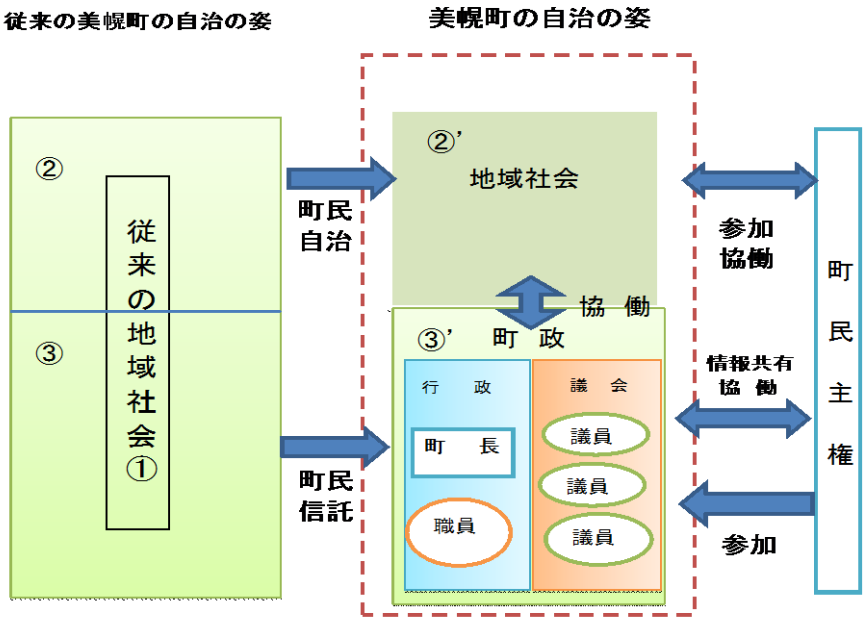

町民はもともと美幌町という地域社会①（「従来の地域社会」といいます。）のことは、自らの責任において処理することが基本です。しかし、その一部③を議会及び行政に信託し（③'）、②は引き続き町民が自ら自治を担うことになります。（②'）。

しかし、町民は主権者であり、②' ③' においても自治の主体はあくまで町民です。従って、②' のみならず信託した③' についても、町民は積極的に関わっていくことが強く求められます。